

現場代理人の兼務に関する取扱いについて

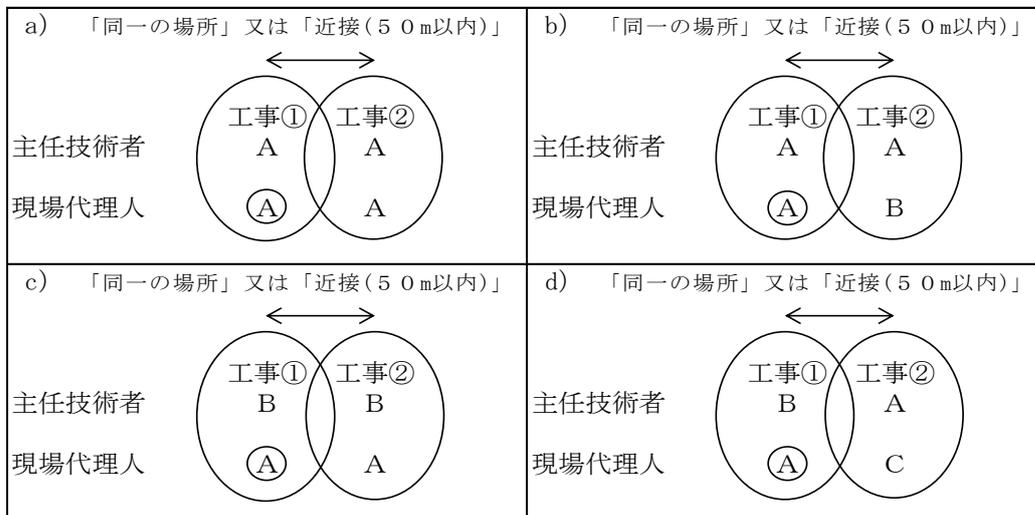
令和7年3月
岩国市契約監理課

岩国市が発注する工事の現場代理人については、次の(1)個別要件のいずれかを満たすとともに、(2)共通要件の全てを満たす場合は、他の工事契約の現場代理人又は主任技術者を兼務できるものとする。

(1)個別要件

※現場代理人(A)の兼務できる要件を示しています。

ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合



イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合 (2以上の工事を同一の専任技術者が兼任できる場合の取扱いについて(お知らせ)を参照)



ただし、工事現場①、②の相互の間隔が10km程度の場合は、「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例を適用する。

ウ 監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号。以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合

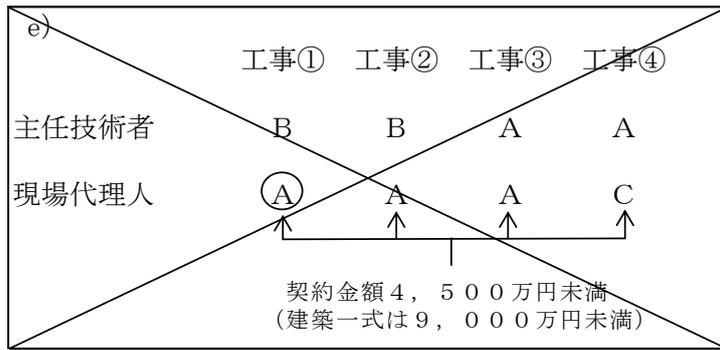
<p>a)</p> <p style="text-align: center;">2時間以内 ↔ 工事① 工事②</p> <p>連絡員 D D</p> <p>主任技術者 又は 監理技術者 A A</p> <p>現場代理人 (A) A</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円以上1億円未満 (建築一式は9,000万円以上2億円未満)</p>	<p>b)</p> <p style="text-align: center;">2時間以内 ↔ 工事① 工事②</p> <p>連絡員 D D</p> <p>主任技術者 又は 監理技術者 A A</p> <p>現場代理人 (A) B</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円以上1億円未満 (建築一式は9,000万円以上2億円未満)</p>
<p>c)</p> <p style="text-align: center;">2時間以内 ↔ 工事① 工事②</p> <p>連絡員 D D</p> <p>主任技術者 又は 監理技術者 B B</p> <p>現場代理人 (A) A</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円以上1億円未満 (建築一式は9,000万円以上2億円未満)</p>	<p>d)</p> <p style="text-align: center;">2時間以内 ↔ 工事① 工事②</p> <p>連絡員 D D</p> <p>主任技術者 又は 監理技術者 B A</p> <p>現場代理人 (A) C</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円以上1億円未満 (建築一式は9,000万円以上2億円未満)</p>

エ 以下の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。

(イ) それぞれの契約金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）未満であること。

<p>a)</p> <p style="text-align: center;">工事① 工事② 工事③</p> <p>主任技術者 A A A</p> <p>現場代理人 (A) A A</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円未満 (建築一式は9,000万円未満)</p>	<p>b)</p> <p style="text-align: center;">工事① 工事② 工事③</p> <p>主任技術者 A A A</p> <p>現場代理人 (A) B C</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円未満 (建築一式は9,000万円未満)</p>
<p>c)</p> <p style="text-align: center;">工事① 工事② 工事③</p> <p>主任技術者 B C D</p> <p>現場代理人 (A) A A</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円未満 (建築一式は9,000万円未満)</p>	<p>d)</p> <p style="text-align: center;">工事① 工事② 工事③</p> <p>主任技術者 B A A</p> <p>現場代理人 (A) C D</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑ └──────────┘</p> <p style="text-align: center;">契約金額4,500万円未満 (建築一式は9,000万円未満)</p>



兼務する工事の件数が
4件以上となる場合は
認められない。

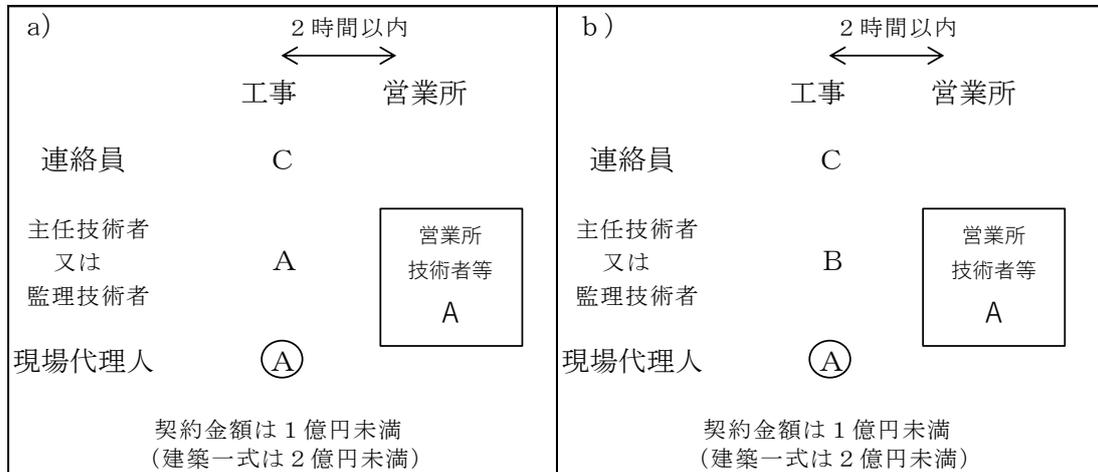
(2) 共通要件

- ア 兼務する工事現場がいずれも岩国市内であること。ただし、(1)個別要件ウには適用しない。
- イ 兼務する工事契約の全ての発注者が現場代理人の兼務を承諾していること。
- ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。(携帯電話、連絡責任者の配置等)
- エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

このほか、以下の要件を満たす場合には、営業所技術者等が現場代理人の職務を兼ねることができるものとする。

監理技術者制度運用マニュアルにおける「二一二 監理技術者等の設置(5) 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」と同等の要件を満たす場合

ア 監理技術者制度運用マニュアル 二一二(5)②1)又は3)の場合



イ 監理技術者制度運用マニュアル 二一二(5)②2)の場合(営業所と工事現場の間隔が10km程度の場合)

